

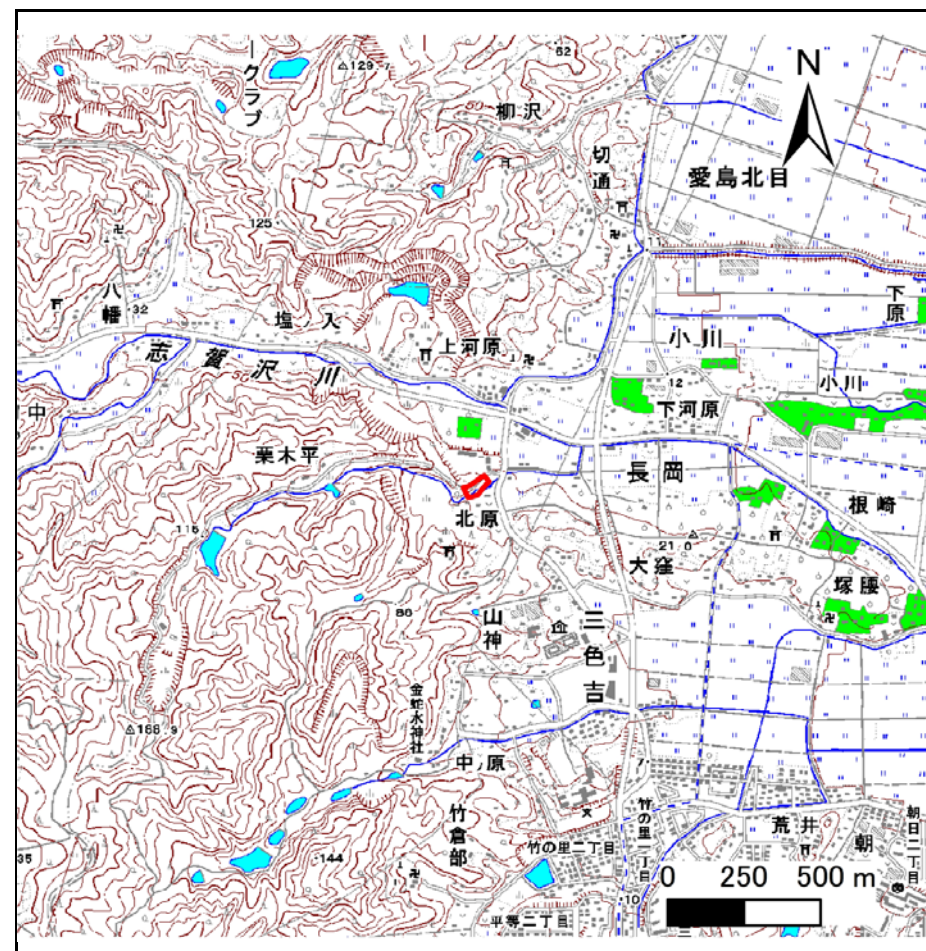
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第885号
告示年月日	平成30年9月28日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-自-0698(1321000698)
箇所名	北原山
所在地	岩沼市長岡字北原山
調査機関	宮城県仙台土木事務所



位置図 (S=1:200,000)



位置図 (S=1:25,000)

宮城県

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 20000(地図画像)及び数値地図 25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平29情複、第1426号)

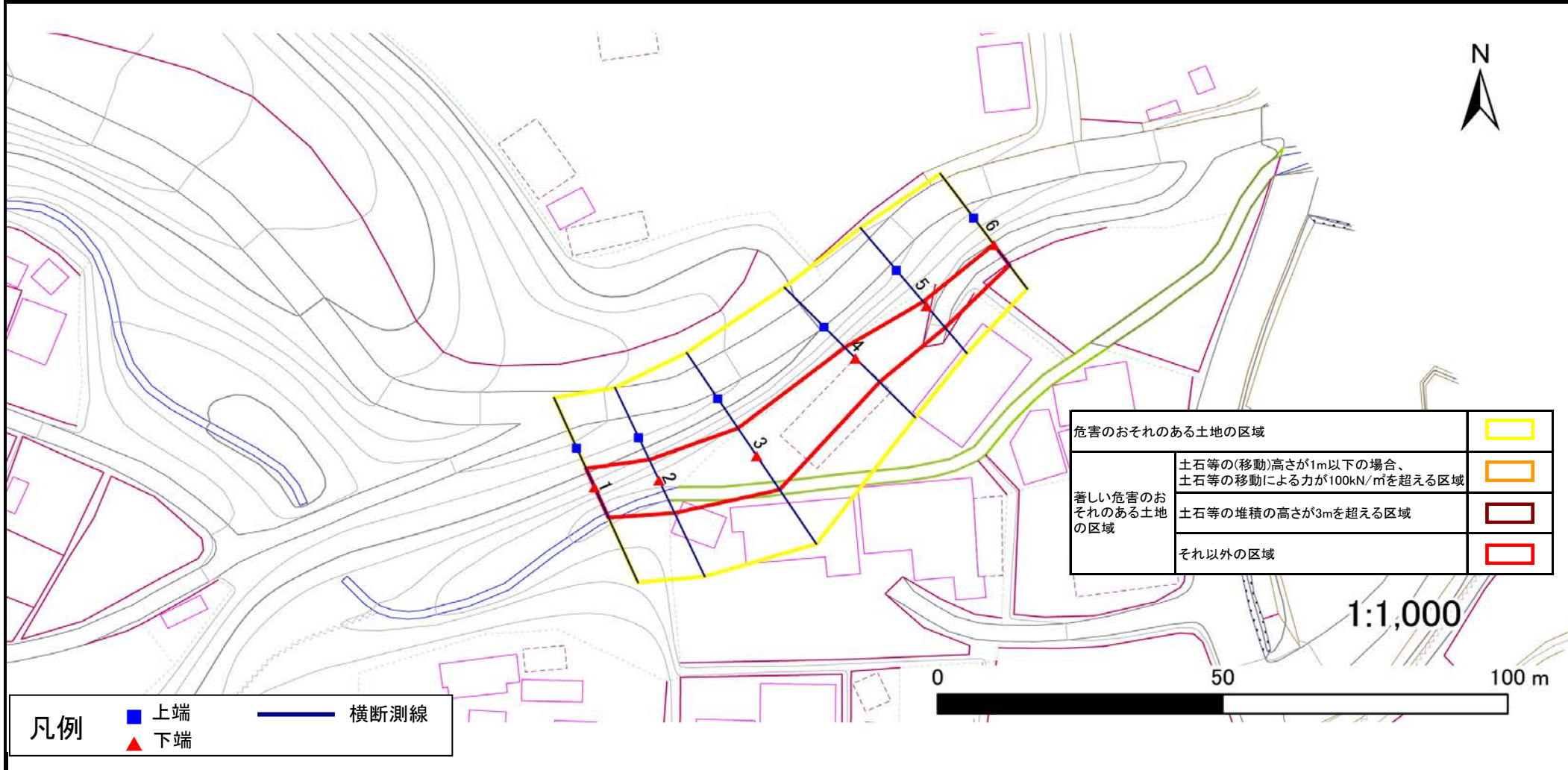
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第885号
告示年月日	平成30年9月28日

危害のおそれのある土地の区域、著しい危害のおそれのある土地の区域の設定図

調査年度	平成29年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-0698(1321000698)	箇所名	北原山	所在地	岩沼市長岡字北原山
---------	------	-----------------------	-----	-----	-----	-----------



危害のおそれのある土地の区域	■
著しい危害のおそれのある土地の区域	■
	■
それ以外の区域	■

凡例	■	上端	—	横断測線
	▲	下端		

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第885号
告示年月日	平成30年9月28日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-0698(1321000698)				箇所名	北原山		所在地	岩沼市長岡字北原山	
---------	------	-----------------------	--	--	--	-----	-----	--	-----	-----------	--

横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	82.9	1.0	-	-	10.7	2.1	~								
2 ~ 3	-	-	94.7	1.0	-	-	10.3	2.1	~								
3 ~ 4	-	-	94.7	1.0	-	-	9.6	1.9	~								
4 ~ 5	-	-	76.6	1.0	-	-	9.6	1.9	~								
5 ~ 6	-	-	64.7	1.0	-	-	9.1	1.8	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								